２．延べ面積　10,000㎡以上
３．階数　３階以上
４．工事種目　下記ａ）及びｂ）両方の施工実績を有すること。ただし、同一工事での施工実績でなくてもよい。
ａ）空気調和設備
ｂ）給水設備

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、下記(ｲ)の施工実績を有すること。

(ｲ)
１．建物用途　(ｱ)１．に同じ
２．延べ面積　3,000㎡以上
３．工事種目　空気調和設備

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6)　第１号２(1)⑥に同じ

(7)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。
１．建物用途　(5)(ｱ)１．に同じ
２．延べ面積　10,000㎡以上
３．階数　３階以上
４．工事種目　空気調和設備

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２(2)③に同じ

(8)　第１号２(1)⑦に同じ

(9)　第１号２(1)⑨に同じ

(10)　第１号２(3)に同じ

(11)　第１号２(1)⑨同じ

3　総合評価に関する事項

(1)　第２号３(1)に同じ

(2)　総合評価の方法

①　第１号３(2)①に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｳ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ｱ)　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事を考慮した施工に関する提案」

(ｲ)　工事全般の施工計画

(ｳ)　施工体制（施工体制評価点）

③～④　第１号３(2)③～④に同じ

⑤　②(ｱ)の「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事を考慮した施工に関する提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(ｲ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

(3)　第１号３(3)に同じ

(4)　(2)②(ｱ)「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事を考慮した施工に関する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

(5)　第１号３(5)に同じ

4　入札手続等

(1)～(4)　第１号４(1)～(4)に同じ

(5)　第１号４(5)に同じ

①　第１号４(5)①に同じ

②　第１号４(5)②に同じ

③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年２月３日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。

開札は、平成26年２月５日13時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。

5　その他

(1)～(15)　第１号５(1)～(15)に同じ

(16)　第２号５(16)に同じ

(17)～(18)　第１号５(17)～(18)に同じ

6　Summary

(1)～(2)　The same with notice above (NO. 1)

(3)　Subject matter of the contract : Machine Equipment Construction work of the Setagaya National government building (tentative name) (13)

(4)～(6)　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 10 月 25 日

支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　池内　幸司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　北股地区上流堰堤他工事（電子入札対象案件）

(3)　工事場所　奈良県吉野郡野迫川村北股地先

(4)　工事内容　砂防堰堤１基（砂防ソイルセメントを利用した堰堤）上流堰堤本体工（Ｈ＝14.5m　Ｌ＝75.0m）１基、基礎工（地盤置換）１式

(5)　工期　契約締結日の翌日から平成27年２月27日まで。

(6)　使用する主要な資機材

セメント系固化材　2,310ｔ、生コンクリート　230㎥

(7)　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

(8)　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(9)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(10)　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

(11)　本工事は、情報化施工技術（ＴＳによる出来形管理技術（土工））の使用原則化の対象工事である。

(12)　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。

なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。